

議案第 9 号

調布市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

個人番号を利用する事務に心身障害者の医療費の助成に関する事務及び心身障害者福祉手当の支給に関する事務を追加するとともに、当該事務において利用することができる特定個人情報をも定めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

調布市個人番号の利用に関する条例（平成27年調布市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

8	市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9	市長	調布市心身障害者福祉手当条例（昭和49年調布市条例第36号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

25	市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
26	市長	調布市心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。